

預金保険法等の改正  
旭川財務事務所・総務課  
☎0166 26 4151

平成17年4月から預金の保護範囲が変わります。

金融機関が破たんした場合、現行の預金保険法の規定により平成17年3月末までは当座預金・普通預金・別段預金の全額が保護されますが、平成17年4月以降は、全額保護される決済用預金(当座預金や利息の付かない普通預金)を除き、預金者1人当たり、1金融機関ごとに元本1千万円までとその利息などが保護されます。それを超える部分は、破たんした金融機関の財産の状況に応じて支払われます(一部カットされることがあります)。

詳しくは、お問い合わせください。

問い合わせ先

・金融機関の窓口  
・預金保険機構  
☎03 3212 6029  
旭川財務事務所総務課  
☎0166 26 4151

預金保険対象商品と保護の範囲

期 間		平成17年3月まで	平成17年4月から
商品の種類	当座預金 普通預金 別段預金	全額保護	決済用預金に該当する預金(当座預金や利息の付かない普通預金)は全額保護
	定期預金 定期積金 定額貯蓄 ワイドなど		決済用預金以外の預金(利息の付く普通預金、定期預金など)は、合算して元本1000万円(1)までとその利息など(2)を保護(1000万円を超える部分は、破たん金融機関の財産の状況に応じて支払われます。一部カットされることがあります。)
対象商品	外貨預金 譲渡性預金 ヒットなど	保護対象外 破たん金融機関の財産の状況に応じて支払われます。 (一部カットされることがあります。)	

預金保険制度に加入している金融機関  
銀行(国内に本店のあるもの)・信用金庫・信用中央金庫・信用組合・全国信用協同組合連合会・労働金庫・労働金庫連合会

農協・漁協・水産加工業協同組合などの系統金融機関は、別途、農水産業協同組合貯金保護制度に加入しています。

- 1 金融機関が平成15年4月以降に合併などを行ったり、営業(事業)のすべてを譲り受けた場合は、その後1年間に限り、当該保護金額が1000万円の代わりに、「1000万円×合併などに関わる金融機関の数」による金額になります(例えば、2行合併の場合は2000万円)
- 2 定期積金の給付補てん金、金銭信託における収益の分配なども利息などと同様に保護されます。

検察審査会を

「ご存知ですか？」

旭川検察審査会事務局  
☎0166 51 6251

検察審査会とは、検察官がある犯罪を裁判にかけなかった場合に、その犯罪の被害にあった人やその遺族、犯罪を告訴・告発をした人からの「あんな悪いことをしたのに処罰されないのはおかしい。調べてほしい。」といった申し立てに基づいて、裁判にかけた方がよいかどうかを調査するところです。

あなたの周りに交通事故、詐欺、おどしなどの被害にあつて悩んでいる人はいませんか。検察審査会はそのような方の相談のついでに、秘密は堅く守られますし、相談、申し立て審査などの費用はかかりません。

検察審査員に選ばれたらご協力を

検察審査会では11人の審査員がこの審査をします。審査員は選挙権を持つている皆さんの中から「くじ」で選ばれることになっていきます。

あなたもいつか審査員に選ばれるかもしれません。審査員に選ばれたときは、町民の代表としてこの仕事にご協力をお願いします。なお、詳しいことはお問い合わせください。

問い合わせ先

旭川検察審査会事務局  
旭川市花咲町4丁目  
旭川地方裁判所内  
☎0166 51 6251  
(内線308)

11月は「建設雇用改善推進月間」です

雇用改善のための各種援護制度を積極的に活用し、建設業界を支える労働者の雇用改善にご協力ください。

ハローワーク旭川・旭川公共職業安定所

☎0166 51 0176